

## 独占的状態ガイドライン

### ○ 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改 定 案	現 行
<p>独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について</p> <p>昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局</p> <p>2 市場構造要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) なお, <u>公正取引委員会が行った国内向け供給価額及び供給量に関する調査, その他現段階において利用し得る資料, 統計等によれば, 最近の1暦年において独占的状態の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は, 別表のとおりである。</u></p>	<p>独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について</p> <p>昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局</p> <p>2 市場構造要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) なお, 最近の1暦年において独占的状態の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は, 別表のとおりである。</p>

○ 別表から削除した事業分野

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	

○ 別表に追加した事業分野

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
液晶テレビジョン受信機		液晶テレビジョン受信機製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	